

(No.17)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の五の1(13)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

(13) 第五十七条第一項(河川予定地における行為の制限)の審査基準について

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができるものであること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達)の記の一の1(10)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(10) 第五十七条第一項(河川予定地における行為の許可)

局長通達五1(13)の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

① 土地を利用するための形状の変更については、原則として認めないこと。

② 土石等の採取のための形状の変更については、河川工事の施行に支障がないこと。

(2) 工作物の新築又は改築について

河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般継承人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り、認められるものであること。